

国立大学法人京都大学教職員倫理規程の一部を改正する規程

(前略)

(利益相反行為の防止等)

第16条の2 この規程に定めるもののほか、利益相反行為の防止等については、京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程（平成18年達示第76号）による。

(後略)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。